

令和6年度東京都都市開発資金会計予算

予算総則

令和6年度東京都都市開発資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,966,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	6,960,352
	01 財産運用収入	65,569
	02 財産売却収入	6,894,783
02	繰入金	5,500
	01 一般会計繰入金	5,500
03	諸収入	147
	01 都預金利子	147
04	都債	1,000,000
	01 都債	1,000,000
05	繰越金	1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		7,966,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 用地費		7,966,000
	01 用地費	7,966,000
歳 出 合 計		7,966,000

第2号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 普通貸借の方法により政府から起債する。
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	都市開発用地費	1,000,000	(3) 利率 年8.5%以内
			(4) 償還の方法 政府の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。
			(5) その他 起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

令和6年度東京都用地会計予算

予算総則

令和6年度東京都用地会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,886,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(物件購入契約等)」による。

(都債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	1,252,698
	01 財産運用収入	1
	02 財産売払収入	1,252,697
02	繰入金	205,000
	01 一般会計繰入金	205,000
03	諸収入	512
	01 都預金利子	512
04	都債	9,979,000
	01 都債	9,979,000
05	繰越金	2,448,790
	01 繰越金	2,448,790
歳 入 合 計		13,886,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 用地費		13,886,000
	01 用地買収費	13,886,000
歳 出 合 計		13,886,000

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
01 用地費			271,000
	01 用地買収費		271,000
		1 公共用地先行取得	271,000

第3号 債務負担行為（物件購入契約等）

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	諸用地先行取得事務に関する測量委託	令和7年度	45,061

第4号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額		(2) 起債の方法
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額
1	公共用地先行取得費	9,979,000
		<p>(2) 起債の方法</p> <p>証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。</p> <p>(3) 利率</p> <p>年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内</p> <p>(4) 償還の方法</p> <p>起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることができる。</p> <p>(5) その他</p> <p>ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。</p> <p>イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。</p> <p>ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。</p> <p>本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。</p> <p>エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。</p> <p>オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。</p>

令和6年度東京都公債費会計予算

予算総則

令和6年度東京都公債費会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,115,916,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為(損失補償及び保証契約等)」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		1,494,246
	01 財産運用収入	1,494,246
02 繰入金		975,355,843
	01 繰入金	975,355,843
03 諸収入		428,911
	01 都預金利子	1,538
	02 雑入	427,373
04 都債		138,637,000
	01 都債	138,637,000
歳 入 合 計		1,115,916,000

歳出

（単位 千円）

科 目		金 額
款	項	
01 公債費		1,115,916,000
	01 公債費	1,115,916,000
歳 出 合 計		1,115,916,000

第2号 債務負担行為（損失補償及び保証契約等）

（単位 千円）

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	東京都公債の元利金支払事務等の取扱契約	令和 6 年度～令和 46 年度	—

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
1	一般会計借換債	115,425,000	(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
2	都営住宅等事業会計借換債	23,212,000	(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることができる。
合計		138,637,000	(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和6年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

予算総則

令和6年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入2,564,786千円、歳出1,384,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	使用料及手数料	5
	01 手数料	5
02	繰入金	877,210
	01 公営企業会計繰入金	877,210
03	諸収入	7,514
	01 都預金利子	3
	02 雑入	7,511
04	繰越金	1,680,057
	01 繰越金	1,680,057
歳 入 合 計		2,564,786

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	臨海都市基盤整備費	1,384,000
	01 臨海都市基盤整備費	1,384,000
歳 出 合 計		1,384,000

歳入歳出差引残額 1,180,786千円

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
01 臨海都市基盤整備費			209,000
	01 臨海都市基盤整備費		209,000
		1 臨海都市基盤整備	209,000

令和6年度東京都工業用水道事業清算会計予算

予算総則

令和6年度東京都工業用水道事業清算会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入7,290,225千円、歳出6,371,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。